

## 届出が必要な加算等の添付書類(訪問入浴介護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-1)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1-2、介護予防サービスは別紙1-2-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

※既存算定事業所に係る令和6年6月以降の取扱い

サービス名	加算等	添付書類
訪問入浴介護	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-1)
	認知症専門ケア加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1) ・認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修、日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程、日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」の資格証もしくは修了証の写し ・届出日の前3月の日常生活自立度の平均が分かる計算書類
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	提出書類については、下記のホームページをご確認ください。 ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について URL: <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html</a>
	割引	・指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5-1)
LIFEへの登録		
介護予防訪問入浴介護	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	サービス提供体制強化加算	※訪問入浴介護と同様
	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	※訪問入浴介護と同様
	割引	※訪問入浴介護と同様
	LIFEへの登録	※訪問入浴介護と同様